



君嶋ちか子議員（中原区選出）

一般質問と答弁

*一問一答形式に編集
（文責：日本共産党神奈川県議団）

【1】教員の正規化と定数増について

- （1）少子化を少人数学級実施の好機としてとらえることについて
- （2）定数内教員は正規教員とすることについて
- （3）定数をさらに増やす必要性について

【2】県政の諸課題について

- （1）化学物質過敏症に対する県の対応について
 - ア）化学物質過敏症の実態について
 - イ）化学物質過敏症に対する施策について
 - ウ）化学物質過敏症患者を、県営住宅目的外使用の対象とすることについて
- （2）羽田空港の新低空飛行ルートについて
 - ア）住民の不安と新低空飛行ルートに対する県の認識について
 - イ）今後の対応について
- （3）指定管理者制度の諸問題について
 - ア）神奈川県総合リハビリテーションセンターにおける職場実態について
 - イ）神奈川県総合リハビリテーションセンター事業団への融資について
 - ウ）指定管理者制度における労働条件について

【1】教員の正規化と定数増について

（1）少子化を少人数学級実施の好機としてとらえることについて

君嶋議員：日本共産党の君嶋ちか子です。一般質問を行います。宜しくお願いいたします。

第一に 教員の正規化と定数増について伺います。最初に、少子化を少人数学級実施の好機としてとらえることについてです。

現在神奈川県においては、定数内教員の一定数が4月当初より臨時的任用となっています。県立高校および政令市を除く小中学校について、2017年5月1日現在で19,939人の正規雇用に対し、1,869人が臨時的任用です。定数がありながら正規雇用とせず、年度当初から臨時的任用とすることの理由として、決算特別委員会で「少子化に備えるため」という答弁がありました。この点について、二つ指摘をしたいと思います。

第一に、少子化に対応した教員数の調整は、その年ごとに新規採用数の中で調整されていると考えるべきです。神奈川県の採用規模であれば、仮に教員総数を減らす場合でも、当年ごとの採用数の中で調整が可能です。この点から、先々の少子化に備えることを名目とした正規教員の採用抑制はやめるべきです。

第二に、少子化は少人数学級実現の好機です。全日本教職員組合調査による全国の少人

数学級の実施状況を見ると、42 都道府県は独自予算の上乗せも含め、国の措置以上の少人数数学級を実施しています。このうち 21 府県においては、小中学校全学年で少人数数学級を実現しています。県独自の予算措置をしていないのが、神奈川県を含む 5 府県です。

このような状況を踏まえ、真の学力向上や生徒と向き合う教育を行うために、神奈川県も少人数数学級の実施に大きく踏み出すべきです。

そこで教育長に伺います。少子化に関する将来の試算に左右されることなく、正規教員の採用を行い、かつ少子化は少人数数学級に踏み出す好機として捉えるべきと考えますが、見解を伺います。

桐谷教育長：教育関係についてお答えします。少子化を少人数数学級実施の好機としてとらえることについてです。

教員の定数については、いわゆる公立義務教育諸学校標準法等の法律により、児童生徒数に基づいて算定する学級数等によって定めるものとされています。このため、教員の採用にあたっては各年度の退職者や再任用教員の見込み数なども勘案しながら、今後の児童生徒数の推計を基本としています。

よって、議員お話の少子化に関する試算に左右されることなく対応数を算定することは、困難であると認識しています。現在の少子化という現象と少人数数学級や少人数指導の意義は別のものですので、少子化を少人数数学級に踏み出す好機と捉えることはできないと考えています。

<再質問>

君嶋議員：今のお答えについて、再質問いたします。

少子化を少人数数学級実施の好機としてとらえることについてですが、先ほどはこの定数で決まっているため、法律で決まっているため困難というお答えでしたが、先ほどの数で示したように、ほかの府県においては少人数数学級に大きく踏み出しています。

これらの実績を検討しながら、神奈川県においても可能性を広げていくということを是非やっていただきたいと考えていますが、認識・見解を伺います。

桐谷教育長：再質問にお答えいたします。

他県においても、それぞれの県の実情の中で義務教育費、国庫負担制度の生徒数によらない過配分、これをすべて活用して少人数数学級、これを実施している県や一部県単独予算を上乗せして実施している県があるということは、承知をしております。

本県においても、この国の制度の中で各市町村の要望を踏まえまして、少人数数学級だけではなくてチーム・ティーチングや、あるいは習熟度別指導などの少人数教育、それを実施しており、今年度、政令市を除いて約 1,000 名の教員を小中学校に配置をしております。いずれにいたしましても国庫負担制度が大本でございますので、私としては引き続き粘り強く国に要望をしてみたいと思います。

以上でございます。

<要望>

君嶋議員：この第一番目について、要望を申し上げます。

現在、マスコミなどでも度々取り上げられている教員の長時間労働や過労死の、直面する過酷な働き方、これを変えていくことは喫緊の課題です。

その点で教育環境を整えることは自治体の大切な仕事と考えていますので、神奈川県が先ほど教育長がおっしゃったように、県単独予算を組んでいる自治体もあるという、そういった例にも学びながら、国に求めつつ県単独予算をつける努力をしていただくことを求めて、この一問目について終わります。

(2) 定数内教員は正規教員とすることについて

君嶋議員：次に、定数内教員は正規教員とすることについてです。

臨時的任用教員は、授業、生活指導、校務、部活動、担任など、正規教員と同様の責任を負い多忙な毎日を送っています。しかしながら、処遇の点では賃金に上限がある、療養休暇が任用期間内 10 日のみ、うち有給休暇が 3 日、妊娠時の休暇が無給など、正規教員との差があります。

また、職務内容に関しては、ようやく生徒の特性を理解したところで任用が終わりになるなど、指導の継続性が図れないことへの悩みが語られています。

教師自身についても、「生活の見通しが持てない」、「正規教員で不合格になりながら、臨時的任用で使われるのは複雑な気持」などの心境が語られています。一年間学級担任を務めた人を落とすということを繰り返していいのでしょうか。

働き方という点からも、雇用の調整弁ではなく、教師が将来を見通しながら働くことができる環境を、県は整えるべきです。

そこで教育長に伺います。学校現場に不安定雇用を生み出さないために、また、何より教育内容を充実させるために、定数内教員は正規教員として採用することが必要ですが、見解を伺います。

桐谷教育長：次に、定数内教員は正規教員とすることについてです。

教員の定数については、法律により児童生徒数に基づいて算定する学級数等によって定められており、児童生徒数の増減によって毎年度変動します。このため、毎年度定数に合わせてすべて正規教員として採用した場合、今後児童生徒数が減少していく中、正規教員が法に定められた教員数を超過してしまいます。そうすると、法の趣旨である将来にわたっての教員の適正配置が難しくなります。

また、その超過分が県単独の負担となるなど、義務教育費、国庫負担制度等による安定的な財源の確保が難しくなります。

こうしたことから、すべての教員を正規教員として採用することは困難です。今後も引き続き児童生徒数の動向等を踏まえ、臨時的任用教員等の制度も活用しながら教員の適正配置に努めてまいります。

(3) 定数をさらに増やす必要性について

君嶋議員：次に、定数をさらに増やす必要性についてです。

県教育委員会は 2017 年 12 月に、「県立学校勤務実態調査の調査結果について」をまとめています。この報告によると、一日の平均学内勤務時間は県立高校副校長・教頭で 11 時間 59 分、総括教諭及び教諭で 10 時間 26 分と長時間労働を強いられ、週休日・休日においても平均学内勤務時間は、総括教諭・教諭の 2 時間 14 分を筆頭に、時間外勤務が常態化しています。

また、別の当局資料によると、29 年度病気休職者は、政令市を除く市町村立学校、県立

学校合わせて 204 名、そのうち精神疾患は 152 名となっています。療養休暇、産前産後休暇等の代替未配置は県立高校で 15 件、特別支援学校で 17 件と、職場からの訴えがあります。まさに、教員のため息と悲鳴が聞こえてくるような気がします。

県教育委員会自らが、「平成 29 年秋に県立学校及び県所管の市町村立学校教員の勤務実態調査を実施し、本県教員の長時間労働の深刻な実態が明らかになった」と述べ、教員定数の改善を国に求めています。そして、「教員の長時間労働の抜本的な解決のためには、中長期的な定数改善計画の策定が必要」とも述べています。

定数増を早急に行い長時間過密労働を解消することは、県教育委員会も現場も共有する課題です。

そこで教育長に伺います。教員の長時間労働を解消し、子供に豊かな教育環境を保障するために、教員増は急務です。国に定数の改善を求めると同時に、当面、県においても独自予算により定数増を確保することが必要と考えますが、その見解を伺います。

以上です。

桐谷教育長：次に定数をさらに増やす必要性についてです。

教育水準の維持向上を図るため、教員の定数については法律に基づき定められています。このため、県教育委員会ではこれまでも教員の定数改定について必要な措置を行うよう、国に対して要望してきました。特に、今年 8 月には働き方改革の実現に向けた教員定数の改善を行うよう、私自身が直接国に赴き要望を行いました。

また、全国都道府県教育長協議会においても、この 11 月に国に対して同様の特別要望を行っています。

議員お話の、当面の間県の独自予算で措置すべきという点についてですが、教員の定数増など必要な措置については、国において責任をもって講ずるべきものであると認識しています。今後も引き続き国に対して粘り強く要望するとともに、本教育委員会として厳しい財政状況の中にあっても様々な工夫や手立てを講じ、教員の働き方改革を進め児童生徒のより良い教育環境の確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

【2】 県政の諸課題について

(1) 化学物質過敏症に対する県の対応について

ア) 化学物質過敏症の実態について

君嶋議員：続きまして、県の諸課題について伺います。

最初に、化学物質過敏症に対する県の対応についてです。化学物質過敏症の実態について伺います。

近年、化学物質過敏症の発症が増えています。しかしながら、いまだ多くの医師の関心や理解が不十分なこと、国が基本的な対策を取っていないことなどにより、実態の把握や社会的認知は不十分です。

化学物質過敏症というのは微量な化学物質にも反応し、耳鳴り、めまい、不整脈、手足の痙攣（けいれん）、うつ状態など、様々な症状が全身に現れます。私が相談を受けた方は歩けなくなったり倒れてしまったこともあります。重症になると仕事や家事ができない、

学校へ行けない、身の置き所がないなど、生活を営むことが困難にもなる深刻な病気です。

そこで知事に伺います。化学物質過敏症についてどのように実態を把握しているのか、伺います。

黒岩知事：県政の諸課題について、何点かお尋ねがありました。まず、化学物質過敏症の実態についてです。

化学物質過敏症は化学物質により頭痛や倦怠感などの多彩な症状が現れるものですが、原因と反応の因果関係が解明できておらず、疾病としての明確な位置付けがされていません。また、原因を除去できれば回復予防が可能なシックハウス症候群とは異なり、客観的な臨床検査法や診断基準も確立していません。

そのため、県では保健福祉事務所や医療安全相談センターに化学物質過敏症と思われる相談が年間数件あることは承知していますが、詳細な実態は把握していません。

イ) 化学物質過敏症に対する施策について

君嶋議員：次に、化学物質過敏症に対する施策についてです。

神奈川県行政においても、現在、担当課がないという状態ですが、早急に体制を作る必要があります。

化学物質過敏症の方は、ほとんどの支援から取り残されています。どうやって生きていけばいいのかと思わせるほど、孤立した状態を強いられています。安心してかかれる病院を紹介してほしいという声は切実です。

県に対しては、相談窓口の設置、化学物質過敏症について正しい認識を普及する啓発、外出が困難な時に依頼できるヘルパー制度などを要望する声を聞いています。

化学物質は5万種以上と言われ、化学物質に曝（さら）されることについては未解明の問題が多いのが現状です。それまで異常がなかったのに、突然発症するというケースも少なからずあり、多くの人にとっても無関係ではありません。これからの課題として位置付ける必要があります。

そこで知事に伺います。県として、化学物質過敏症に対応する具体策に踏み出し、困難な病に苦しめられている人たちを支える必要があると思います。そのために、担当課を決め、相談窓口を設け、その周知を図るべきと考えますが、見解を伺います。

黒岩知事：次に、化学物質過敏症に対する施策についてです。

化学物質過敏症は発症メカニズムについて科学的な病態解明には至っておらず、診断方法や治療方法も確立していません。このため、県としては今後の研究の進展や国の動向などを見ながら対応すべきものと考えています。

県では、県民の皆様からの様々な健康相談について保健福祉事務所において対応していますので、化学物質過敏症と思われる相談があった場合には、そうした窓口で丁寧に対応してまいります。

<要望>

君嶋議員：では、要望を申し上げます。まず、化学物質過敏症に関わって、最初に要望を申し上げます。

困難な人たちを支える、それは神奈川県にとっても大変重要な仕事かと思っておりますので、

先ほど保健所への問い合わせってということのお話もありましたが、保健所にたまたま問い合わせがあったというのではなく、希望しているのは、きちんと神奈川県が「窓口もありますよ」と、要因とかいろんな解明メカニズムの解明がなされていなくても、そういった孤立している人たちに対して「支えますよ」という、そういうものが県に対して欲しいということでしたので、この点、十分に受け止めていただきたいというふうに思います。

ウ) 化学物質過敏症患者を、県営住宅目的外使用の対象とすることについて

君嶋議員：次に、化学物質過敏症患者を県営住宅目的外使用の対象とすることについてです。重篤な化学物質過敏症の方から相談がありました。

居住するマンションの樹木に農薬散布が予定され、それまでの経験から避難が必要と考え、一カ月ほどの避難先を探していました。マンスリーマンションなどはシックハウスなどの点で難しく、費用の問題もあり、県営住宅に一時避難を希望していました。

私は、県営住宅の目的外使用ができないか担当者に働きかけを行いました。県営住宅の目的外使用については、本来の目的を妨げない範囲で、災害被災者、DV被害者、犯罪被害者、住居を失った離職者などが利用できる制度です。

この取り扱いについて、国交省住宅局住宅総合整備課の見解は次の通りです。

- 国としては、県が許可すれば認める
- 国交省が目的外使用の対象として通知で明示している事例は、緊急避難的な使用の場合、所定の手続きを経なくても事後報告で承認があったものとするを示したものである
- よって、目的外使用の対象は明示する事例に限定されず、個別の判断が可能である。

他府県においても、示された事例以外に目的外使用を認めているケースはあるなどです。これら国の見解も踏まえ、県営住宅目的外使用について県としてもより柔軟な対応を図るべきと考えます。

そこで知事に伺います。神奈川県においても、住民の困難を少しでも軽減する立場から、化学物質過敏症患者が一時避難場所として県営住宅を希望した場合、目的外使用の対象とすべきと考えますが、見解を伺います。

黒岩知事：次に、化学物質過敏症患者を県営住宅目的外使用の対象とすることについてです。

化学物質過敏症は大変デリケートな症状で、農薬や殺虫剤などの様々な化学物質をはじめ、ペンキや新聞のインクにも反応してしまうために、住む場所や毎日の暮らしにご苦労されている患者の方も多いと承知しています。

私は、今から20年前、アメリカでこの化学物質過敏症の患者さんのことを取材したことがあります。その時の経験から言いますと、このような患者さんが今の県営住宅の環境の中で住むことがふさわしいのかどうか、私は自信を持ってお勧めできないと思っています。

<再質問>

君嶋議員：再質問をいたします。

最初に、先ほど知事がおっしゃった化学物質過敏症の方の入居対象として、県営住宅がふさわしくないとおっしゃった件についてですけれども、私は一時避難先として県営住宅

に入りたいと、農薬の被害から逃れるために一時県営住宅に入りたいというふうな希望、というふうに申し上げましたが、そういう点で、ここで治す、治癒させるということではなくて、一時避難先として使用することはどういった点でふさわしくないのでしょうか。その点について伺います。

黒岩知事：再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、私は20年前にですね、アメリカで化学物質過敏症の患者さん取材をしたことがありました。その方はですね、ペンキであるとかニスであるとか、あらゆる化学物質にすごく反応してですね、大変なショック状態になるということですね、その患者さんは森の中に住んでおられて、全部木で、まったくそのペンキも使わないしニスも使えない、そういう状況の中で新聞も読めない、そういう環境の方でありました。

その方、町の中に買い物に行くときはガスマスクのようなものを着けて行くと、そういうふうな方もいらっしゃるわけですね。そういう方が一時的といえどもですね、県営住宅にお住まいになるということ自体が、私は非常に危険であるというふうに思っているところで、そう申し上げたところであります。私は実態を見た上でお話をしたということであります。

(2) 羽田空港の新低空飛行ルートについて

ア) 住民の不安と新低空飛行ルートに対する県の認識について

君嶋議員：続いて羽田空港の新低空飛行ルートについて伺います。

最初に、住民の不安と新低空飛行ルートに対する県の認識についてです。

国土交通省は、2020年に訪日外国人旅客数4000万人を目指し、また、国際競争力強化などを目的として、羽田空港国際便の年間約3万9千便増便計画を進めています。この計画によれば、南風運用時には午後3時から7時の間の実質3時間について、1時間当たり44便の着陸機が都心低空を飛び、京浜コンビナート川崎上空については1時間当たり20便の離陸機が低空を飛びます。

一方、1970年には川崎市の要望に対し東京航空局長が、原則としてコンビナート上空を飛ばさない、やむを得ず飛行する場合は低高度の飛行は行わせない旨の回答をし、東京国際空港長に通知をしています。

今回の計画では、この原則を顧みず、コンビナート上空の離陸ルートを解禁しようとしています。この増便計画が実施されれば、騒音、航空機からの落下物、重大事故の危険などが住民の暮らしを脅かします。

日本共産党川崎市議団が川崎区民を対象として行ったアンケートには526人が回答し、その74%が反対をしています。「石油コンビナート上空は、市長が国に要望し飛ばせない確約を得ているのに、なぜ」といった声や、事故を懸念する声が多数寄せられています。

想定される危険の一つが落下物です。国交省の把握では、国内の航空会社に限っても、全国で2009年度から8年間で451件の部品脱落が起きています。昨年9月7日・8日茨城、23日大阪と、相次ぐパネル落下事故もありました。

また、氷の塊の落下も見逃せません。航空機から発する水分が上空で凍るためですが、これについては事前の点検・整備では防ぎようがありません。

騒音については、離陸時、川崎区付近は71～80デシベルとされています。これは地下鉄騒音と同レベルです。

重大事故については、これまで国交省は想定を示してはいません。しかしながら、住宅密集地はもとより、コンビナート上空については深刻な被害への不安が高まっています。

そこで知事に伺います。羽田空港の新低空飛行ルートについては、落下物、騒音、重大事故など多くの懸念が出されていますが、この提案について神奈川県はどのような態度で臨んでいるのか、またその際に、京浜コンビナート上空を原則的に飛ばさないとした東京航空局長通知についてはどのような認識を持っているのか、それぞれ見解を伺います。

黒岩知事：次に羽田空港の新低空飛行ルートについてお尋ねがありました。まず、住民の不安と新低空飛行ルートに対する県の認識についてです。

国は羽田空港の機能強化を、国際競争力の強化や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な実施などのために、必要不可欠なものであるとしています。県としても、羽田空港の機能強化は県民の利便性を向上させるとともに、人やモノの大きな流れを作り出し、県全域に多大な経済効果をもたらすものと考えています。

こうした中、機能強化に向けた国際線発着枠拡大のため、国は新飛行ルートの一つとして川崎石油コンビナート地域の上空を飛行する案も示しており、これに対して住民や企業から、騒音対策や安全確保について意見や要望が寄せられています。

県としてはこうしたご意見等を受けて、国が住民等への丁寧な説明と情報提供に努めることや、石油コンビナート地域の防災対策について関係機関と調整を図ることが必要と考えており、様々な機会を捉えて国に要望しています。

また、東京航空局長通知で原則川崎石油コンビナート地域上空の飛行を避けるとしていの中で、今回のルート案を設定したことについても、国が責任を持って地元の理解と協力を得る必要があると認識しています。

イ) 今後の対応について

君嶋議員：次に、今後の対応についてです。

今回の案はオリンピック・パラリンピックを契機とし、羽田空港の機能強化を目指すものです。しかしながら、首都圏の空は今でも混雑を極めています。国交省が「東京湾上空は大変混雑している」ことを理由の一つとして都心上空ルートを提案しているのも、その表れです。

混雑の大きな要因は横田進入管制区、通称横田空域です。首都圏を含む 1 都 8 県を覆うこの空域は、米軍横田基地が管理し民間機が飛ぶことは困難です。

横田空域を避けるために急上昇や急降下、あるいは回を余儀なくされており、この空域の南側は航空機が密集し、大変危険な状態です。都心上空ルートが一時的に横田空域を通過することについても、米側の了解は未だ得られていません。

その上、空の混雑をコントロールする航空管制官は、処遇も体制も不十分な中で綱渡りのような業務を進めています。大事故が起こらないのが不思議と言われるほどです。

航空機事故の発生は離陸後 3 分着陸前 8 分に集中すると言われますが、新ルートはこの危険時間帯に住宅密集地と京浜コンビナート上空を飛ぶという危険極まりないものです。首都圏機能強化の名のもとに、住民の暮らしや命がないがしろにされていいのでしょうか。とりわけ、コンビナート地域で重大事故が起きれば、その被害は広範な地域にわたる大災害となります。

3.11 震災時に発生した千葉県の液化石油ガスタンク爆発では、火災発生後 5 回の爆発が起き、17 基すべてのタンクに延焼しています。劣化ウラン保管庫の屋根も焼け落ち、連鎖

的・複合的な大災害となりかねない状態でした。このように、コンビナート事故は過酷なものとなります。

そこで知事に伺います。航空機が、事故発生率が高い離陸時に京浜コンビナート上空を飛行することは、広範な地域を巻き込んだ重大事故に至る確率を高めます。京浜コンビナートで働く労働者と周辺住民の命と暮らしを守るために、今回の新低空飛行ルートは撤回を求めるべきと考えますが、その見解を伺います。

黒岩知事：次に、今後の対応についてです。

国はこれまで新飛行ルート案について住民や企業等への説明を重ねるとともに、石油コンビナート上空飛行の安全確保のため、できる限り高度を上げて海側に抜ける運用や、空港での安全管理の徹底、落下物の未然防止策の強化を図ることなどを明らかにしています。

さらに、国として石油コンビナート周辺地域の防災対応力の確保や向上を図るために、必要な協力を行うこととしています。県としてはこうした国の対応については一定の評価をしていますが、今後も川崎市としっかりと連携して、国に対し新飛行ルート案の設定に伴う安全対策などに万全を期すことや、地元への丁寧な説明、情報提供を行うことを強く求めてまいります。

<要望>

君嶋議員：それから、次に、要望として低空飛行についてですけれど、人の命と暮らしがあつてこそその経済ですから、現在の首都圏の危険な状態に拍車をかけることは避けるべきです。仮に安全対策を施したと言っても、絶対ということはありません。この危険な時間帯に危険な地域を通らせるその案については、引き続き撤回を求めて欲しいと思います。

(3) 指定管理者制度の諸問題について

ア) 神奈川県総合リハビリテーションセンターにおける職場実態について

君嶋議員：続いて、指定管理者制度の諸問題について伺います。最初に、神奈川県総合リハビリテーションセンターにおける職場実態についてです。

当センターの指定管理者である神奈川県総合リハビリテーション事業団は、この数年指定管理料削減による賃金低下、それに伴う離職者の増大などの問題を抱え、私たちもその指摘を行ってきたところです。

最近の当局資料によりますと、定年退職者を除いた中途退職者は2015年度78人、2016年度94人、2017年度54人と非常に高い数字を示しています。2015年度などは年度末人員に対して10.4%の離職率で、中途退職者78人に定年退職者24人が加われば、職場が大変な状況であることは想像に難くありません。

ちなみに、福祉施設再編により利用定員を200名から150名に減らした際にも、七沢病院閉院によりベッド数を380床から280床に減少させた際にも、退職勧奨は行っていません。その変化に対応する人員整理を行う必要がないほど、自己退職者が多かったということは、深刻な実態を裏付けるものです。

看護師の方からは、「中堅は二年間も昇級がなく、新人と月額3000円しか変わらない」「育てては辞められてを繰り返す、職場は常に新人ばかり」「2020年の給与改定を控え、大量の離職者が出るのでは」等の実態が出されています。また、理学療法士の方は「職場はあきらめムードで士気が低下」「中堅がやめて、残っているのは新人とベテランだけ。新人は、

ベテランから教えて貰えるから今はいる」と語ります。

診療内容に関わっては、「教育・研鑽が以前より疎かになった」「コストカットのために家庭訪問や同行ができない」「機能の向上が見込まれる患者さんを途中で手放さざるを得ない」「現在は、東洋一といわれた神リハの精神を知る人が何とか支えている。10年後はどうなるか」「賃金削減と専門性の板挟み」などの苦悩を聞いています。

そこで知事に伺います。神奈川県総合リハビリテーションセンターにおいて、職場の士気が低下し、中途退職者による入れ替わりの激しい職場で、今まで築いた医療水準が保てないと苦悩している実態、これは何に起因していると考えますか。また、どのように改善するのか、見解を伺います。

黒岩知事：次に、指定管理者制度についてお尋ねがありました。まず、神奈川県総合リハビリテーションセンターにおける職場実態についてです。

リハセンターでは再編整備により、民間では対応が困難な医療福祉サービスに機能を重点化するため、福祉施設の要・定員の見直しや病院の統合を進め、事業団ではこれに伴い毎年度計画的に人員配置を行ってきました。

また、職員の離職率についても、再編整備後の平成 29 年度では定年退職者を含めても 11.2%となっており、国の雇用動向調査による本県の医療福祉分野の直近の離職率 15.1%と比較しても、突出して高い数字ではないと認識しております。

さらに、事業団では医療水準の維持向上と職員の意欲能力を高めるため、資格取得の支援や学会参加費用の助成等行っているほか、ロボットリハビリの推進など、専門性のさらなる向上に努めております。

こうした事業団の積極的な取り組みにより、リハセンターは病床など高い利用率を維持しており、サービスの質についても利用者の皆様から高い評価を得ていることから、議員ご指摘のような実態はないと認識しております。

イ) 神奈川県総合リハビリテーションセンター事業団への融資について

君嶋議員：次に、神奈川県総合リハビリテーション事業団への融資についてです。

平成 30 年第一回定例会厚生常任委員会報告資料は、次のように融資に至る経過を説明しています。

『事業団は指定管理料の範囲内で指定管理業務を行うため、給与削減を含む給与制度の見直しを行うべく、労使交渉を進めた。交渉においては、給与削減を基本としつつ、若手職員に配慮した給料表の見直しや、専門性に着目した中堅層への手当の創設など、人材の確保や定着のための処遇改善についても提案している。このような処遇改善を行うには、自主財源のみでは不足が見込まれるため、財源の一部について県に対して、5 億円を上限とする資金借り入れの要望があった。』

ここに示されているのは、給与削減などを余儀なくする指定管理料の下で、専門性が求められる当センターの業務を遂行することに窮した事業団の姿です。

そこで知事に伺います。指定管理者が、指定管理業務遂行のために多額の融資を求めざるを得ないという事態は、他に例がありますか。

また、このような事態が生じたのは指定管理料があまりにも低いからだと考えますが、要因と責任について見解を伺います。

黒岩知事：次に、神奈川県総合リハビリテーション事業団への融資についてです。

まず、本県で指定管理業務追加のために指定管理者への融資を行ったことはありません。また、リハセンターの指定管理料ですが、人件費は他の指定管理施設と同様に民間平均賃金を参考にし、専門職については事業団の実績額を考慮した適切なものと考えています。

なお、この指定管理料については平成 27 年の第 3 回定例会において、全会一致で議決をいただいております。

事業団からの支援の要請は、指定管理料の不足を理由とするものではなく、事業団が主体的に専門人材の確保定着に向けた処遇改善に取り組むために行われたものです。県としても、専門人材の確保はリハセンターに求められる機能の発揮に不可欠であることから、支援していきます。

<再質問>

君嶋議員：もう一点は、今おっしゃった指定管理者制度に関わって、神奈川リハビリテーションセンターは指定管理料が足りている、その上で、人材育成のために事業団が融資を希望したんだというお話でしたけれど、ということは人材育成というのは本来業務とは違うという考え方でしょうか。

先ほどの総務省の見解では、育成、それから専門性が求められるところについては十分そのことに意を払うようにという趣旨かと思いますが、その点についても見解を伺います。

黒岩知事：それから、神奈川県総合リハビリテーション事業団への融資についてでありますけれども、事業団からの支援要請というのは指定管理料の不足を理由とするものではなくて、事業団が主体的に専門人材の確保定着に向けた処遇改善に取り組むために行われたものであります。

県としても、この専門人材の確保というのはリハセンターに求められる機能の発揮に不可欠であるということから、支援していくと申し上げた次第であります。

答弁は以上です。

<要望>

君嶋議員：指定管理者制度についての要望ですが、制度の活用を誤ると公的な施設としての意義を失いかねません。今まで築いてきた実績を失い、県民にとっても損失となりかねません。

例えば、神奈川リハは神奈川の誇りでもありました。また、県の医療施策への反映という点でも、その実践は貴重な貢献をしてきたと思います。これら貴重な財産を維持発展させる施設の運営を強く求めて、私の質問を終わります。

以上です。

ウ) 指定管理者制度における労働条件について

君嶋議員：次に、指定管理者の労働条件についてです。

2003 年の地方自治法改正により、「公の施設」の管理運営を民間事業者に委ねる指定管理者制度を用いることが可能となりました。サービスの向上と経費の節減を目的としてスタートしましたが、経費削減の悪影響が顕在化する中で総務省も「コストカットのツールとして使ってきたきらいがある」と指摘し、片山元総務大臣も「指定管理になじまないよ

うな施設にまで指定管理の波が押し寄せている」と述べています。

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項は、「公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があるときは」この制度を用いることができるとしています。その趣旨からいえば、事業者に委ねた後も、自治体には施設が設置目的に沿って効果的に管理・運営されているのかを把握し、必要な措置を講じる責任があります。

当初総務省は、条例を設ける際には「住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とする」、この点の明記を求めました。これに沿って、多くの自治体は指定管理者に人件費削減を強いるコストカットを進め、その結果、長期的な人材育成や専門性の蓄積は困難となりました。

このような状況を問題とした総務省は 2008 年に指定管理者制度の運営の留意点を示し、2010 年には総務省自治行政局長通知を出し、総点検と是正を求めました。この通知においては当初求めていた「管理経費の削減」は記されず、指定管理者の労働条件への適切な配慮が強調されています。

これらの趣旨に沿う取組みが、自治体でも行われています。川崎市は、指定管理契約に公契約条例を適用しています。静岡県は「適正な指定管理者制度を考える研究会」を設置し、事業者、労働者双方にアンケートを実施し、その内容を踏まえた取組みを進めています。事業者のアンケートにはリアルな実態が示されています。例えば、「直接その公的責任を負わなければならない施設までもが制度の対象となっている」「人材も安定的に雇用できず、組織として正常に活動できない」「自治体も管理者も旨味はない」「民間に人件費、管理費の削減を強いることが無いようにしてほしい」「せっかく育てた職員に生活できないのでやめたいといわれ困っている」などの記述が続きます。

私が 2 月の本会議で提案し、当時の保健福祉局長が「参考にする」と答弁した労働条件審査についても、海老名市、茅ヶ崎市などで行われています。

本県では労働環境整備に向け、指定管理者が記入するセルフチェック表を活用しているとのことですが、自らのチェックでは限界があり、十分な役割を果たしているとは言えません。また労働者の実態を反映させることも困難です。

そこで知事に伺います。神奈川県においても「雇用・労働条件への適切な配慮」を求めた総務省通知を受け止めるべきと考えますが、見解を端的にお答えください。

また、労働環境を整えるために、他の自治体の取組みも参考にし、これまで以上の具体的な方策を講じるべきと考えますが、見解を伺います。

黒岩知事：最後に、指定管理者の労働条件についてです。

議員ご指摘の総務省通知では、指定管理施設の労働環境に対し、労働法令の順守や雇用労働条件への適切な配慮を求めています。良好な労働環境の確保は指定管理施設を適切に運営し、質の高い県民サービスを提供する上で大変重要ですので、県ではこの総務省通知の趣旨を踏まえ様々な取組みを行っています。

具体的には、指定管理者の選定基準として労働環境確保の取組みを設定し、社会保険労務士などで構成する外部評価委員会において専門的な視点から審査を行っています。また、指定管理者と提携する基本協定書において労働関係法令の順守を義務付け、その履行状況について定期的なモニタリングの中でしっかりと確認しています。

県はこうした取組みにより良好な労働環境の確保に努めていることから、現時点ではこれ以上の方策を講じることは予定していません。なお、指定管理者制度については不断の見直しが必要ですので、他の自治体の取組みも参考にしながら適切に運用してまいります。

答弁は以上です。